

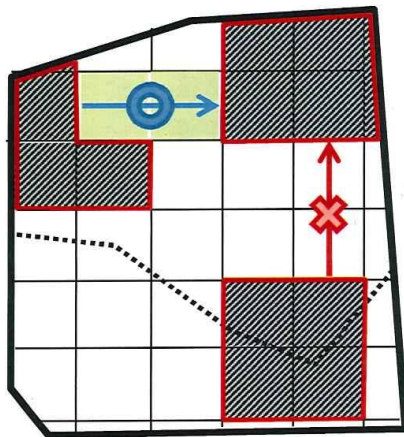
<論点2>

- 一つの事業場の土地や一連の開発行為が行われる土地で、飛び地になって区域指定されている土地について、単位区画間の土壌の移動を認めるべきか。

<指摘事項>

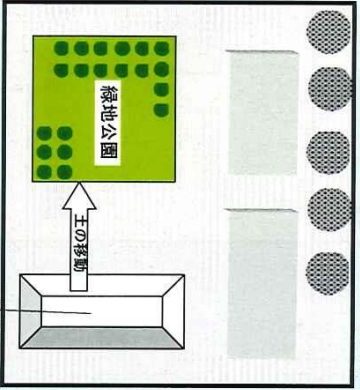
- 飛び地になって区域指定されている区画について、土壌の移動の特例を設けて欲しいとの指摘がある。
 - ・ 汚染土壌を飛び地間で移動することはできず、オンサイトで措置をする場合に、自主申請(法14条)で一連の区域となるよう区域指定を受けなければならないため、事業コスト・期間・土地の有効活用の観点から、飛び地となって指定されている単位区画間での土壌の移動を可能としてほしいとの指摘がある。
 - ・ 飛び地になって区域指定されている単位区画間の土壌の移動について、事前に自治体に対し計画を提出させ、方法や移動後の調査等を明記させる等の一定の条件のもとに認めてはどうかとの指摘がある。

<現行制度における一連の開発行為等が行われる土地内の汚染土壌の移動のイメージ>



- : 調査を実施した範囲(一連の開発行為等が行われる土地)
- : 筆境界線
- : 土壌汚染状況調査で基準適合が確認された単位区画⇒区域指定なし
- ▨ : 土壌汚染状況調査で基準不適合が確認された単位区画(要措置区域等)
⇒当該単位区画で基準不適合が確認された物質について区域指定
- (赤枠) : 連続した区域内(赤枠内)では現行でも土壌の移動が可能となっている。
- (赤) : 飛び地間は要措置区域等から外に出るので**移動不可**(汚染土壌処理施設へ搬出)
- (緑) : 法第14条の申請をして区域指定を受けた単位区画(もとは基準適合区画)
- (青) : 指定区域がつながっていれば**移動可**

※リットその6:管理している土地の形質の変更の円滑化

<p>現在、操業中の工場等を含む広い土地を形質変更時要届出区域に指定する。</p>	<p>概要</p> <p>現在、工場等が操業している土地において工場等を含め広い面積を形質変更時要届出区域に指定されることにより、将来、工場のリニューアル時など掘削を伴う土地の形質の変更する時でも、区域内で土壌を移動させるのであれば、法第16条の搬出の届出を行う必要があります。また、3,000 m²以上の土地の形質の変更を行う場合であっても、法第4条の届出の必要がありません。</p>
<p>具体的には</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>現在:工場の操業中</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>将来:リニューアル時(土地の形質の変更時)</p>  </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p><広い面積の指定の申請> 工場等が操業している土地において工場等を含めて広い面積を形質変更時要届出区域に指定してもらいます。</p> <p><法第16条の搬出の届出等が必要> リニューアル時に掘削を伴う土地の形質の変更を行う時でも、区域内で土壌を移動させるのであれば、法第16条の搬出の届出や汚染土壌としての処理を行う必要はありません。</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p> <input type="checkbox"/> 法第14条申請により新たに要措置区域等に指定された範囲 <input type="checkbox"/> 工場内のプラントやタンク等 <input type="checkbox"/> クラウン <input type="checkbox"/> リニューアル時の掘削箇所 <input type="checkbox"/> 緑地公園 </p> </div>
<p>留意点</p>	<p>土地の形質の変更の施工基準のうち、帯水層に基準不適合土壌が接する場合の施工方法に対して制約を受けますが、自然由来特例区域、埋立地特例区域はこの限りではありません。また、埋立地管理区域は、地下水位の管理又は地下水質の監視を行いながら施工すれば、基準不適合土壌が当該区域の帯水層に接しても差し支えなくなります。</p>

2017年5月11日 参議院環境委員会 日本共産党 武田良介 提出資料
 出典 土壤汚染対策法の自主申請活用の手引き
 平成23年7月 環境省 水・大気環境局 土壤環境課 より抜粋

(2) 建設発生土搬出及び土砂利用状況

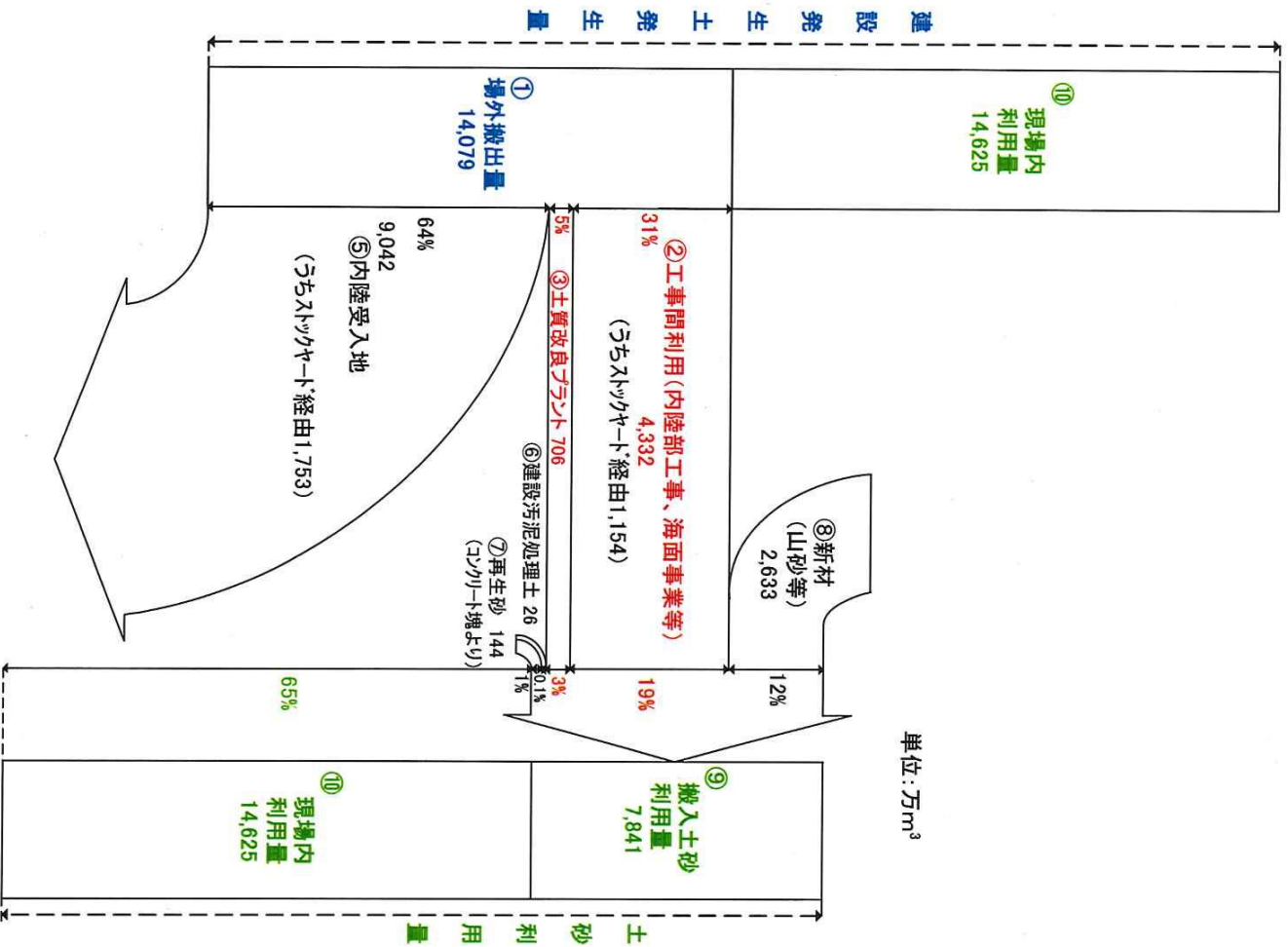


図14. 建設発生土搬出及び土砂利用搬入状況

※四捨五入の関係上、合計があわない場合がある。

2. 4 浚渫土砂の性状の整理

平成 20 年度に国土交通省港湾局が実施した、浚渫土砂に関する現況調査における調査項目の一つである、「浚渫工事に伴う底質に関する調査」の結果を活用し、浚渫土砂の性状について整理を行った。

【土壌汚染対策法基準値との比較】

浚渫工事に伴う底質調査は、港湾の浚渫土砂の性状を把握するため、有害物質やダイオキシン類等の分析結果が海洋汚染防止法の環境基準値を満たしているかどうかの判断を行う。ここでは、分析結果が土壌汚染対策法の基準値を超過しているかどうかの判断を実施した。

(1) 調査内容

平成 16 年度以降の浚渫工事に伴う底質調査の分析結果に対し、土壌汚染対策法の基準値の超過有無について比較を行う。

(2) 調査対象物質

土壌汚染対策法基準値と比較を行う対象物質は、フッ素、ヒ素、ホウ素、六価クロム、鉛、水銀とした。

表 2.4-1 に地方別の超過状況を、表 2.4-2 に全国 10 地方別に、土壌汚染対策法基準値との比較を行った調査件数、基準値を超過した件数及び超過率を示す。

表 2. 4-1 地方別の超過状況比較

- ・北海道では鉛の溶出率を除き、超過率は低い
- ・東北ではフッ素、ホウ素の超過率が高い
- ・関東ではフッ素、ヒ素、ホウ素の超過率が高く、いずれも中部地方、近畿地方を上回っている
- ・北陸ではヒ素、鉛の溶出率が高いが、その他の物質はほとんど超過していない
- ・中部は関東地方、近畿地方に比べフッ素、ヒ素、ホウ素の超過率は低いが、鉛の超過率(溶出基準)は関東、近畿を上回っている
- ・近畿ではフッ素、ヒ素、ホウ素の超過率がいずれも 10%以上となっている
- ・地方別で唯一、鉛の含有基準を超過した濃度が測定されている(大阪港)
- ・中国ではヒ素、鉛の超過率が高い
- ・四国では鉛の超過率が高い
- ・九州では鉛の含有基準を超過した濃度が測定されている

表2. 4-2 地方別の土壤汚染対策法基準超過率(溶出・含有)

		フッ素	ヒ素	ホウ素	六価クロム	鉛	鉛(含有)	水銀
北海道	調査件数	34	35	8	36	36	0	36
	超過件数	1	1	0	0	6	0	4
	超過率	2.9%	2.9%	0.0%	0.0%	16.7%	0%	11.1%
東北	調査件数	79	79	35	81	79	3	79
	超過件数	28	10	15	0	2	0	0
	超過率	35.4%	12.7%	42.9%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%
関東	調査件数	468	465	169	465	475	29	460
	超過件数	76	62	17	0	16	0	1
	超過率	16.2%	13.3%	10.1%	0.0%	3.4%	0.0%	0.2%
北陸	調査件数	216	216	0	216	216	2	216
	超過件数	2	13	0	0	20	0	0
	超過割合	0.9%	6.0%	0.0%	0.0%	9.3%	0.0%	0.0%
中部	調査件数	101	102	8	97	102	1	100
	超過件数	8	2	0	1	10	0	0
	超過率	7.9%	2.0%	0.0%	1.0%	9.8%	0.0%	0.0%
近畿	調査件数	197	218	8	210	213	113	219
	超過件数	27	26	0	0	19	25	3
	超過率	13.7%	11.9%	0.0%	0.0%	8.9%	22.1%	1.4%
中国	調査件数	155	155	0	155	155	17	155
	超過件数	6	11	0	0	17	0	0
	超過割合	3.9%	7.1%	0.0%	0.0%	11.0%	0.0%	0.0%
四国	調査件数	55	53	16	53	53	1	53
	超過件数	1	2	0	0	11	0	3
	超過割合	1.8%	3.8%	0.0%	0.0%	20.8%	0.0%	5.7%
九州	調査件数	175	180	0	180	181	23	180
	超過件数	9	14	0	0	10	3	0
	超過割合	5.1%	7.8%	0.0%	0.0%	5.5%	13.0%	0.0%
沖縄	調査件数	1	1	1	1	1	1	1
	超過件数	0	0	0	0	0	0	0
	超過割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※上記以外の物質は超過が無かったため件数未調査